

サプライチェーン CSR 推進ガイドライン

2026 年 9 月 30 日（第 2.0 版）

プライム プラネット エナジー&ソリューションズ株式会社

目 次

はじめに.....	4
調達方針.....	4
第1部 行動規範（遵守事項）	5
1 人権・労働.....	5
1.1 強制的な労働の禁止	⇒ 具体的な取り組み事項：p9（1.1）5
1.2 児童労働の禁止と若年労働者への配慮	⇒ 具体的な取り組み事項：p10（1.2）5
1.3 労働時間	⇒ 具体的な取り組み事項：p10（1.3）5
1.4 適切な賃金	⇒ 具体的な取り組み事項：p10（1.4）5
1.5 人道的な処遇	⇒ 具体的な取り組み事項：p11（1.5）5
1.6 差別の排除	⇒ 具体的な取り組み事項：p11（1.6）5
1.7 結社の自由	⇒ 具体的な取り組み事項：p11（1.7）5
1.8 地域社会への配慮と人権尊重	⇒ 具体的な取り組み事項：p11（1.8）5
2 安全衛生	6
2.1 職場の安全とトレーニング	⇒ 具体的な取り組み事項：p11（2.1）6
2.2 緊急時の対応とトレーニング	具体的な取り組み事項：p11（2.2）6
2.3 労働災害・疾病	⇒ 具体的な取り組み事項：p12（2.3）6
2.4 産業衛生	⇒ 具体的な取り組み事項：p12（2.4）6
2.5 身体的に負荷がかかる作業への配慮	⇒ 具体的な取り組み事項：p12（2.5）6
2.6 機械装置の安全対策	⇒ 具体的な取り組み事項：p12（2.6）6
2.7 施設の安全衛生	⇒ 具体的な取り組み事項：p12（2.7）6
2.8 安全衛生のコミュニケーション	⇒ 具体的な取り組み事項：p12（2.8）6
3 環境	⇒ 具体的な取り組み事項：p13（3）6
4 公正取引・倫理.....	7
4.1 誠実性の維持（贈収賄、腐敗、汚職などの防止）	⇒ 具体的な取り組み事項：p13（4.1）7
4.2 不適切な利益供与および受領の禁止	⇒ 具体的な取り組み事項：p13（4.2）7
4.3 情報の開示	⇒ 具体的な取り組み事項：p13（4.3）7
4.4 知的財産権の尊重	⇒ 具体的な取り組み事項：p13（4.4）7
4.5 公正なビジネス	⇒ 具体的な取り組み事項：p13（4.5）7
4.6 不正行為の予防・早期発見	⇒ 具体的な取り組み事項：p14（4.6）7
4.7 責任ある鉱物調達への対応	⇒ 具体的な取り組み事項：p14（4.7）7
4.8 優越的地位の濫用の禁止	⇒ 具体的な取り組み事項：p14（4.8）7
4.9 適切な貿易管理	⇒ 具体的な取り組み事項：p14（4.9）7
5 情報セキュリティ	7
5.1 情報漏洩の防止とトレーニング	⇒ 具体的な取り組み事項：p14（5.1）8
5.2 コンピュータ・ネットワークの脅威に対する防御	⇒ 具体的な取り組み事項：p14（5.2）8
6 安全性・品質.....	8

6.1 品質マネジメントシステム	⇒ 具体的な取り組み事項：p15 (6.1)8
6.2 正確な製品・サービス情報の提供	⇒ 具体的な取り組み事項：p15 (6.2)8
6.3 製品安全性の確保	⇒ 具体的な取り組み事項：p15 (6.3)8
7 社会貢献.....	8
7.1 社会・地域への貢献	⇒ 具体的な取り組み事項：p15 (7.1)8
8 マネジメントシステム.....	8
8.1 企業のコミットメント	⇒ 具体的な取り組み事項：p15 (8.1)9
8.2 経営者の説明責任	⇒ 具体的な取り組み事項：p16 (8.2)9
8.3 法定要件および顧客要求事項	⇒ 具体的な取り組み事項：p16 (8.3)9
8.4 リスク特定とリスク管理	⇒ 具体的な取り組み事項：p16 (8.4)9
8.5 改善目標	⇒ 具体的な取り組み事項：p16 (8.5)9
8.6 教育・訓練	⇒ 具体的な取り組み事項：p16 (8.6)9
8.7 コミュニケーション	⇒ 具体的な取り組み事項：p16 (8.7)9
8.8 内部通報制度	⇒ 具体的な取り組み事項：p16 (8.8)9
8.9 評価・監査	⇒ 具体的な取り組み事項：p17 (8.9)9
8.10 是正処置プロセス	⇒ 具体的な取り組み事項：p17 (8.10)9
8.11 文書化と記録	⇒ 具体的な取り組み事項：p17 (8.11)9
8.12 自社仕入先への伝達	⇒ 具体的な取り組み事項：p17 (8.12)9
8.13 BCP への取り組み	⇒ 具体的な取り組み事項：p17 (8.13)9
第2部 具体的な取り組み事項.....	10
1 人権・労働.....	10
1.1 強制的な労働の禁止.....	10
1.2 児童労働の禁止と若年労働者への配慮.....	10
1.3 労働時間.....	10
1.4 適切な賃金.....	11
1.5 人道的な処遇.....	11
1.6 差別の排除.....	11
1.7 結社の自由.....	11
1.8 地域社会への配慮と人権尊重.....	11
2 安全衛生.....	12
2.1 職場の安全とトレーニング.....	12
2.2 緊急時の対応とトレーニング.....	12
2.3 労働災害・疾病.....	12
2.4 産業衛生.....	12
2.5 身体的に負荷のかかる作業へ配慮.....	12
2.6 機械装置の安全対策.....	13
2.7 施設の安全衛生.....	13
2.8 安全衛生のコミュニケーション.....	13
3 環境.....	13
4 公正取引・倫理.....	13

4.1 誠実性の維持（贈収賄、腐敗、汚職などの防止）	13
4.2 不適切な利益供与および受領の禁止	13
4.3 情報の開示	14
4.4 知的財産権の尊重	14
4.5 公正なビジネス	14
4.6 不正行為の予防・早期発見	14
4.7 責任ある鉱物調達への対応	14
4.8 優越的地位の濫用の禁止	14
4.9 適切な貿易管理	14
5 情報セキュリティ	15
5.1 情報漏洩の防止とトレーニング	15
5.2 コンピュータ・ネットワークの脅威に対する防御	15
6 安全性・品質	15
6.1 品質マネジメントシステム	15
6.2 正確な製品・サービス情報の提供	15
6.3 製品安全性の確保	15
7 社会貢献	16
7.1 社会・地域への貢献	16
8 マネジメントシステム	16
8.1 企業のコミットメント	16
8.2 経営者の説明責任	16
8.3 法定要件および顧客要求事項	16
8.4 リスク特定とリスク管理	16
8.5 改善目標	17
8.6 教育・訓練	17
8.7 コミュニケーション	17
8.8 内部通報制度	17
8.9 評価・監査	17
8.10 是正処置プロセス	17
8.11 文書化と記録	17
8.12 自社仕入先への伝達	17
8.13 BCP への取り組み	18
制定	18
改定履歴	18

はじめに

プライム プラネット エナジー&ソリューションズ株式会社（海外拠点含む。以降では総称して、当社と記す）は、「かけがえのない地球、クリーンで豊かな社会を未来へ」という当社ビジョンの実現を目指し、「当社がお客様や社会にとって必要とされる会社であること、また期待を超える会社となっていくことが何よりも大切である」との考えに基づき、事業活動を推進しております。

昨今は企業において、法令遵守はもとより、人権・労働、安全衛生、地球環境保全、公正な事業活動、責任ある調達活動、情報セキュリティなど、社会の一員として企業活動を通じて社会的責任を果たす「企業の社会的責任（CSR：Corporate Social Responsibility）」に関する積極的な取り組みの必要性が益々高まり、国内外の法規制も強化傾向にあります。このような状況下において、当社が仕入先様と共に更なる成長と発展を実現するためには、企業として果たすべき社会的責任に応えていかなければなりません。当社としましては、企業としての社会的責任を果たすことにより、お客様や社会から信頼され、また必要とされる存在になるべく、仕入先様と共にサプライチェーンにおける責任ある企業行動を推進して参りたいと考えております。

本ガイドラインでは、第1部で企業として遵守すべき事項「行動規範」を列記し、第2部で当社はもとより仕入先様にも遵守して頂きたい「具体的な取り組み事項」を明記しております。仕入先様に於かれましては、グローバル取引基本契約書の条項「CSR 活動の推進」の通り、本ガイドラインの内容をご理解のうえ遵守および実践して頂きます様、お願い致します。同時に、貴社内のみならず貴社の仕入先様に対しましても管理・監督・周知徹底のうえ遵守を働きかけて頂きます様、併せてお願い致します。

当社は、仕入先様と尚一層の連携を図りながら共に責任ある企業行動を推進することにより、相互繁栄に結びつけて参りたいと考えています。既に仕入先様には、CSR 活動の推進をお願いしておりますが、引き続き当社 CSR 活動に対するご理解とご協力を賜ります様、何とぞ宜しくお願い申し上げます。

調達方針

当社は、「調達先を積極的に開拓すると共に、ビジネスパートナーを幅広く募り、オープンでフェアな取引関係を通じて、志を共有し、共に成長する」という考えに基づく以下の基本方針に則り、公正かつ競争力のある取引・協業を進めて参ります。

1. オープンドアポリシーに基づく公正な調達活動

国籍・規模・実績の有無を問わず、オープンで公正かつ公平な参入機会を提供すると共に、自ら調達先を積極的に開拓し、品質、技術、価格、数量、納期の確実性に加え、経営の安定性、技術開発力、社会的責任に対する取り組みなども総合的に勘案して、調達先を選定します。

2. 相互信頼に基づく相互繁栄

全てのビジネスパートナーと、イコールパートナーとして相互研鑽と密接なコミュニケーションに努め、相互繁栄を図ることができる取引関係の確立を目指します。同じゴールに向かって一緒により良い社会を目指すことを意識します。

3. 社会的責任を果たす調達活動の推進

国内外の法令や社会規範、企業倫理を遵守し、人権・労働、安全衛生、地球環境保全、公正な事業活動、情報セキュリティなど、企業の社会的責任を果たす調達活動を仕入先様と共に推進します。

第1部 行動規範（遵守事項）

1 人権・労働

「国際人権章典」や国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」、国際労働機関(ILO)の「労働の基本原則および権利に関する宣言」で規定されている労働者の人権を尊重し、敬意をもって労働者と接します。これは直接雇用者、契約社員、臨時社員、外国人労働者、学生等、あらゆる労働者に適用されます。

そして人権に関する方針を策定し、Web サイト等に公開すると共に、マネジメントシステムを構築し、リスク評価と改善活動に取り組みます。

労働に関しての遵守事項は、以下の通りです。

1.1 強制的な労働の禁止

⇒ 具体的な取り組み事項：p9（1.1）

全ての労働者をその自由意思において雇用し、強制力、詐欺または支配力を用いず、強制的な労働、人身売買または人身売買に関連する行為を行わせない。

1.2 児童労働の禁止と若年労働者への配慮

⇒ 具体的な取り組み事項：p10（1.2）

最低就業年齢に満たない児童を雇用せず、また若年労働者の発達を損なうような就労をさせない。

1.3 労働時間

⇒ 具体的な取り組み事項：p10（1.3）

法定限度を超えないよう、労働者の労働時間・休日・休暇を適切に管理する。

1.4 適切な賃金

⇒ 具体的な取り組み事項：p10（1.4）

労働者に法定最低賃金を支払い、不当な減給を行わない。

1.5 人道的な処遇

⇒ 具体的な取り組み事項：p11（1.5）

労働者の人権を尊重し、人道的な処遇を行う。

1.6 差別の排除

⇒ 具体的な取り組み事項：p11（1.6）

求人・雇用における差別を無くし、機会均等と処遇における公平性の実現に努める。

1.7 結社の自由

⇒ 具体的な取り組み事項：p11（1.7）

労働条件、労働環境、賃金水準等の労使間協議を実現する手段として、労働者の結社の自由を認める。

1.8 地域社会への配慮と人権尊重

⇒ 具体的な取り組み事項：p11（1.8）

事業活動を行う地域において、現地法令および国際基準を遵守するとともに、先住民や少数民族を含む地域社会の人権、文化、宗教、生活および歴史を尊重し、事業活動による負の影響の防止・軽減に努める。

2 安全衛生

業務上の安全衛生の向上に取り組めます。それは、怪我や病気を最小限に抑えることや、安全で衛生的な労働環境を維持することで、製品およびサービスの品質、製造の一貫性、ならびに労働者の定着率および勤労意欲を向上させることにつながります。

そして安全衛生に関する方針を策定し Web サイト等に公開すると共に、マネジメントシステムを構築し、リスク評価と改善活動に取り組めます。

安全衛生に関する遵守事項は、以下の通りです。

2.1 職場の安全とトレーニング

⇒ 具体的な取り組み事項：p11 (2.1)

職場の安全に対するリスクを評価し、適切な設計や技術・管理手段により安全を確保する。

2.2 緊急時の対応とトレーニング

具体的な取り組み事項：p11 (2.2)

生命・身体の安全を守るため、発生する可能性のある災害・事故などを想定し、緊急時の対応策を準備し、職場内に周知徹底する。

2.3 労働災害・疾病

⇒ 具体的な取り組み事項：p12 (2.3)

労働災害による怪我および疾病に関する状況を把握し、適切な対策を講じる。

2.4 産業衛生

⇒ 具体的な取り組み事項：p12 (2.4)

職場において人体に有害な生物・化学物質および騒音や悪臭などの状況を把握し、適切な対策を講じ、労働者の健康管理を行う。

2.5 身体的に負荷がかかる作業への配慮

⇒ 具体的な取り組み事項：p12 (2.5)

身体的に負荷がかかる作業を特定し、災害・疾病に繋がらないよう適切に管理する。

2.6 機械装置の安全対策

⇒ 具体的な取り組み事項：p12 (2.6)

自社で使用する機械装置類に適切な安全対策を講じる。

2.7 施設の安全衛生

⇒ 具体的な取り組み事項：p12 (2.7)

労働者の生活のために提供される施設（食堂・寮・トイレなど）の安全衛生を少なくとも当該国の居住水準または安全衛生基準を下回らず、適切に確保する。

2.8 安全衛生のコミュニケーション

⇒ 具体的な取り組み事項：p12 (2.8)

労働者の安全衛生を確保するため、情報と教育を提供し、労働者と安全衛生の課題について会話する。

3 環境

⇒ 具体的な取り組み事項：p13 (3)

持続可能な社会の実現に向け、原材料・部材の調達、製品開発、生産等の事業活動において環境に配慮し、化学物質管理の徹底、温室効果ガス排出量の削減、資源循環の推進、水循環の推進、生物多様性保全を通じた環境課題の改善に取り組めます。

4 公正取引・倫理

社会的責任を果たしてビジネスを遂行するために、健全かつ公明正大な事と、経営状況などの適正な情報の開示を行い、最高水準の倫理を維持します。

そして企業倫理に関する方針を策定し Web サイト等で公開すると共に、マネジメントシステムを構築し、リスク評価と改善活動に取り組みます。

倫理に関する遵守事項は、以下の通りです。

4.1 誠実性の維持（贈収賄、腐敗、汚職などの防止） ⇒ 具体的な取り組み事項：p13（4.1）

全ての取引において誠実性を維持し、法令遵守をはじめ広く社会的責任の遂行と企業倫理を実践する。

4.2 不適切な利益供与および受領の禁止 ⇒ 具体的な取り組み事項：p13（4.2）

ステークホルダー（お客様、従業員、取引先、株主、地域・グローバル社会）との関係において、不適切な利益の供与や受領を行わない。

4.3 情報の開示 ⇒ 具体的な取り組み事項：p13（4.3）

法令等により公開が義務付けられているか否かを問わず、ステークホルダー（お客様、従業員、取引先、株主、地域・グローバル社会）に対し情報の開示を行う。

4.4 知的財産権の尊重 ⇒ 具体的な取り組み事項：p13（4.4）

顧客および自社仕入先の知的財産権を尊重する。

4.5 公正なビジネス ⇒ 具体的な取り組み事項：p13（4.5）

公正・透明・自由な競争を阻害する行為を行わない。

4.6 不正行為の予防・早期発見 ⇒ 具体的な取り組み事項：p14（4.6）

不正行為を予防するための活動を行い、早期に発見し対応するための制度を整える。

4.7 責任ある鉱物調達への対応 ⇒ 具体的な取り組み事項：p14（4.7）

人権等の社会問題を引き起こす原因に成り得る鉱物を購入しない。

4.8 優越的地位の濫用の禁止 ⇒ 具体的な取り組み事項：p14（4.8）

優越的地位を濫用することにより、自社仕入先に不利益を与える行為を行わない。

4.9 適切な貿易管理 ⇒ 具体的な取り組み事項：p14（4.9）

法令等で規制される技術や物品の輸出に関して、明確な管理体制を整備して適切な輸出手続きを行う。

5 情報セキュリティ

適正な情報セキュリティを推進し、顧客情報、個人情報、技術・品質・製品・サービス等の情報を適切に取り扱い管理します。

そして情報セキュリティに関する方針を策定し Web サイト等に公開すると共に、マネジメントシステムを構築し、リスク評価と改善活動に取り組みます。

情報セキュリティに関する遵守事項は、以下の通りです。

5.1 情報漏洩の防止とトレーニング

⇒ 具体的な取り組み事項：p14 (5.1)

自社仕入先、顧客、消費者および従業員などの個人情報や顧客から受領した機密情報を適切に管理・保護する。

5.2 コンピュータ・ネットワークの脅威に対する防御

⇒ 具体的な取り組み事項：p14 (5.2)

コンピュータ・ネットワーク上の脅威に対する防御策を策定し、管理する。

6 安全性・品質

研究開発、企画、設計、生産、販売、修理、廃棄において、製品の安全性、品質を優先し、品質マネジメントシステムを構築し、継続的な品質改善に取り組みます。

併せて品質・性能評価データに関わる法令、規格および契約上の約束など、該当するすべての要求事項を遵守し、品質に関する虚偽表示等の不正を行わないものとします。

品質に関する遵守事項は、以下の通りです。

6.1 品質マネジメントシステム

⇒ 具体的な取り組み事項：p15 (6.1)

品質マネジメントシステムを構築し、運用する。

6.2 正確な製品・サービス情報の提供

⇒ 具体的な取り組み事項：p15 (6.2)

消費者や顧客に対して、製品・サービスに関する正確な情報を提供する。

6.3 製品安全性の確保

⇒ 具体的な取り組み事項：p15 (6.3)

製品設計を行う場合、各国の法令等で定める安全基準を満たす設計とする。

7 社会貢献

持続可能な社会の実現に向け、国際社会や地域社会の発展に貢献できる活動に積極的に取り組みます。

社会貢献に関する遵守事項は、以下の通りです。

7.1 社会・地域への貢献

⇒ 具体的な取り組み事項：p15 (7.1)

国際社会・地域社会の発展に貢献できる活動に積極的に取り組む。

8 マネジメントシステム

本ガイドラインの内容に関連する範囲のマネジメントシステムを構築し、継続的に改善します。

マネジメントシステムには以下の遵守事項が、含まれていなければなりません。

- 8.1 企業のコミットメント** ⇒ 具体的な取り組み事項：p15 (8.1)
経営幹部は、本ガイドラインの要件を満たすための方針を策定し、労働者へ徹底する。
- 8.2 経営者の説明責任** ⇒ 具体的な取り組み事項：p16 (8.2)
マネジメントシステムの運用状況と役員レベルの責任者を明確化し、定期的にレビューする。
- 8.3 法定要件および顧客要求事項** ⇒ 具体的な取り組み事項：p16 (8.3)
本ガイドラインの要件を含む適用される法律、規制、および顧客要求事項を満たすプロセスを構築する。
- 8.4 リスク特定とリスク管理** ⇒ 具体的な取り組み事項：p16 (8.4)
自社の業務に関する法令遵守、環境・安全衛生および業務に関連する労働慣行および倫理リスクを特定するプロセスを構築する。
- 8.5 改善目標** ⇒ 具体的な取り組み事項：p16 (8.5)
社会的責任を果たすための目標および実施計画を策定する。
- 8.6 教育・訓練** ⇒ 具体的な取り組み事項：p16 (8.6)
目標を達成するために、マネージャーおよび労働者に対する研修を実施する。
- 8.7 コミュニケーション** ⇒ 具体的な取り組み事項：p16 (8.7)
方針や活動内容に関する正確な情報を、労働者、サプライヤーおよび顧客に伝達する。
- 8.8 内部通報制度** ⇒ 具体的な取り組み事項：p16 (8.8)
法律や規制および社会慣行において違反や懸念がある場合、労働者が匿名で伝えることができ、その内容を正當に評価し改善できるプロセスを構築する。
- 8.9 評価・監査** ⇒ 具体的な取り組み事項：p17 (8.9)
法律や規制、顧客の要求事項に適合するために定期的に評価を実施する。
- 8.10 是正処置プロセス** ⇒ 具体的な取り組み事項：p17 (8.10)
特定された不備に対して、適切かつ速やかに是正を実施する。
- 8.11 文書化と記録** ⇒ 具体的な取り組み事項：p17 (8.11)
マネジメントシステムの運用に関する文書を作成し、記録を保管する。
- 8.12 自社仕入先への伝達** ⇒ 具体的な取り組み事項：p17 (8.12)
本ガイドラインの要求事項を自社仕入先へ伝達し、遵守を確認する。
- 8.13 BCP への取り組み** ⇒ 具体的な取り組み事項：p17 (8.13)

事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）を策定し、対策を実施する。

第2部 具体的な取り組み事項

1 人権・労働

1.1 強制的な労働の禁止

- ・ 強制拘束（債務による拘束を含む）または拘留労働、非自発的または搾取的囚人労働、奴隷または人身売買による労働力を用いず、商業的な性的行為を行わせない。
（参照：ILO Indicators of Forced Labour）
- ・ 職場や寮の出入りを含むすべての移動について、不当な制限をさない。
- ・ 正式契約の前に（外国人労働者は母国を発つ前に）、母国語または労働者が理解できる言語の文書で労働条件について労働者に通知し、契約書を取り交わす。
- ・ 出身国で取り交わした契約内容を就労国で不利な条件に変更することは認められない。
- ・ 労働者の離職の自由を認める。
- ・ 自社、自社仕入先、派遣会社および採用エージェントは、労働者の政府発行の身分証明書、パスポート、労働許可書、移民申請書などを保持してはならない。
- ・ 仕入先、派遣会社および採用エージェントは、労働者に就職斡旋手数料または、医療費、保険料、認証テスト費用、研修およびオリエンテーション費用、仕事道具の費用。旅費、宿泊費、管理費等の就労に関するその他の費用を負担させてはならない。
（参照：ILO「募集・斡旋手数料及び関連費用の定義」、RBA 移住および強制労働「手数料の定義」）
- ・ 労働者が就職斡旋手数料または就労に関するその他の費用を負担していないか調査し、負担していた場合は、その費用を当該労働者へ返金する。
- ・ 仕入先、派遣会社および採用エージェントは、雇用終了時に、労働者に帰国の手段を提供し、または帰国の費用を支払うものとする。
- ・ 賃金から差し引かれるすべての項目を労働者に通知しなければならない。
- ・ 派遣会社や採用エージェントへ上記の項目に対応することを要請し、確認する。
- ・ 当該国の労働法を遵守しない派遣会社や採用エージェントを用いない。

1.2 児童労働の禁止と若年労働者への配慮

- ・ 労働者の年齢を確認する適切な仕組みを持ち、児童の雇用を行わない。（児童とは、15歳、または義務教育を修了する年齢、または国の雇用最低年齢の内、いずれか最も高い年齢に満たない者を指す）
- ・ 18歳未満の労働者（若年労働者）を、夜勤や残業を含む、健康や成長を阻害し危険にさらされる可能性がある業務に従事させない。
- ・ 適用される法規制に従い、学生の権利を保護し、適切な管理と教育を確保する。
- ・ 現地の適用法がない場合、学生労働者、インターン、および見習いの賃金レートは、同様または類似の作業を行っている他の労働者と同じとする。

1.3 労働時間

- ・ 週間労働時間は、緊急時や非常時を除き、残業時間を含めて60時間を超えてはならない。現地法令がこれより厳しい場合は、現地法令に従う。
- ・ 年間の労働日数の計画および実績は、法定限度を超えてはならない。

- ・ 労働者に7日ごとに1日以上の日を与える。

1.4 適切な賃金

- ・ 最低賃金、時間外労働、および法的に義務づけられている福利厚生に関連する法律を含め、適用されるすべての賃金に関する法律に準拠しなければならない。
- ・ 時間外労働に対しては、現地法に基づき割増賃金を支払う。
- ・ 懲戒処分を目的とした減給は、行わない。
- ・ 実施した作業に対する正確な賃金を確認できるよう十分な情報が記載された給与明細を労働者に支払い期日までに提供する。
- ・ すべての労働者に現地法に基づいた賃金や手当を遅配なく支払う。

1.5 人道的な処遇

- ・ 労働者に対する暴力、ジェンダーに基づく暴力、ハラスメント、性的虐待、体罰、精神的もしくは肉体的な抑圧、いじめ、公の場での侮辱や見せしめ・晒し、または言葉による虐待などの不快もしくは非人道的な行為を認めない。
- ・ 懲戒方針および手順を明確に定義し、労働者に伝達する。

1.6 差別の排除

- ・ 賃金、昇進、報酬、および研修の利用などの採用や雇用慣行において、人権、肌の色、年齢、性別、性的指向、性同一性と性表現、民族または国籍、障がいの有無、妊娠、宗教、所属政党、所属組合、軍役経験の有無、保護された遺伝情報、結婚履歴等を理由とした差別を行わない。
- ・ 労働者が宗教上の慣習を行えるよう、適度な範囲で便宜を図る。
- ・ 労働者または採用者に、差別的に使用される可能性がある医療検査・身体検査を行わない。

1.7 結社の自由

- ・ 労働者の団体交渉の実施、平和的な集会への参加を認める。
- ・ 労働者の労働組合の結成、労働組合への参加の権利を現地法に従い認める。
- ・ 労働者または彼らの代表者に対し、差別、報復、脅迫、ハラスメントを行わない。
- ・ 労働者または彼らの代表者は、労働条件および経営慣行に関して経営陣とコミュニケーションを図ることができる。

1.8 地域社会への配慮と人権尊重

- ・ 地域社会や住民との良好な関係の構築に努める。
- ・ 地域社会や住民との対話や協力に努める。
- ・ 地域社会に与える影響に配慮した事業活動を行う。
- ・ 先住民や少数民族の文化、宗教および歴史を尊重する。

2 安全衛生

2.1 職場の安全とトレーニング

- ・ 業務上の潜在的な危険箇所（化学物質、電気およびその他のエネルギー源、火気、車両および落下の危険）を明確にし、予防保全や職場の安全作業手順（ロックアウト※/タグアウト※を含む）を実施し、継続的なトレーニングを実施する。
- ・ 保護メガネ・安全帽・手袋など、適切な保護用具を提供する。
- ・ 妊娠中の女性・育児中の母親に対しては、危険な労働環境を割り当てない。
- ・ 妊娠中の女性と育児中の母親への労働安全衛生上のリスクを無くす。
- ・ 育児中の母親への妥当な施設（例えば、育児中の母親に搾乳するための清潔で安全な場所や母乳の保管場所を提供する）を含める等、妥当な手段を踏む。

※ ロックアウト：センサによる危険箇所の監視、機械や装置に供給される動力源を施錠することによって遮断すること。

※ タグアウト：動力源の遮断中に動力源遮断装置の操作禁止を札などによって明示すること。

2.2 緊急時の対応とトレーニング

<具体的取り組み事項>

- ・ 適切に火災報知機、消火器を設置する。
- ・ 避難経路や避難場所を職場に掲示する。
- ・ 緊急事態発生時に即座に避難できるよう、出入り口付近に物を置かない。
- ・ 定期的に避難訓練を実施する。
- ・ 緊急発生時に備えて、復旧計画を立案する

2.3 労働災害・疾病

- ・ 怪我および疾病に対して、適切な治療を行うと共に原因究明・対策を行い、記録を残す。
- ・ 怪我および疾病を分類・記録・分析し、必要であれば是正措置を講じる。
- ・ 労働災害における労働者の職場復帰を支援する。

2.4 産業衛生

- ・ 作業環境において、粉塵、有機溶剤、蒸気、細菌などの影響を測定し、労働者の健康に有害な要因を特定・管理する。
- ・ 労働者に適切な個人用保護具や換気等の設備を提供する。
- ・ 救急箱を準備し、定期的にメンテナンスを実施する。
- ・ 法令に基づく健康診断を実施し、労働者の疾病の予防と早期発見を図る。
- ・ 長時間労働・過重労働による健康被害の防止やメンタルヘルスについても十分に配慮する。

2.5 身体的に負荷のかかる作業へ配慮

- ・ 手作業による原材料取り扱い、重量物または反復的な持ち上げ作業、長時間の立ち作業および極度に繰り返しの多い、または力の要る組立作業など、労働者の身体に負荷のかかる作業の危険性を特定し、評価、管理する。

2.6 機械装置の安全対策

- ・ 機械・設備の安全上の危険を評価する。
- ・ 危険がある場合、物理的な保護、インターロック※、障壁を設置し適切にメンテナンスを行う。

※ インターロック：ある一定の条件が整わないと動作ができなくなる安全装置。

2.7 施設の安全衛生

- ・ 労働者に清潔なトイレ、飲料水、清潔な環境で調理、保存された食品および食堂を提供する。
- ・ 寮は、入浴およびシャワー用温水、照明や換気など清潔かつ安全に保つ。
- ・ 寮では、個人的な所有物や貴重品を保管するための場所や適切な広さの個人スペースを提供する。
- ・ 寮の避難訓練を実施し、緊急避難口を明示し、安全を確保する。

2.8 安全衛生のコミュニケーション

- ・ 労働者の母国語または理解できる言語で職場の危険箇所と安全衛生情報を施設内に掲載する。
- ・ 作業開始前にすべての労働者に対して安全衛生に関する教育を提供し、その後は定期的に教育を実施する。
- ・ 労働者から安全衛生上の課題を提起された場合、速やかに改善する。

3 環境

仕入先には、以下の文書で要請しています。

- 1) グリーン調達基準書（最新版）
- 2) 製品化学物質管理ランク指針（最新版）

4 公正取引・倫理

4.1 誠実性の維持（贈収賄、腐敗、汚職などの防止）

- ・ 贈収賄、腐敗、恐喝および横領等を一切許容しない方針を策定する。
- ・ 利益相反（個人が自らの利益を追及するため会社の利益に反したビジネス上の意思決定をすること、個人が会社の資産・情報等を悪用すること）の防止、特定、管理および是正に関する社内ルール※を定め、周知および徹底する。

※ 以下の様な事項を事前計画に基づいて定期的に実施する仕組みにより、相互牽制/不正防止を図る。

- ・ IT システム（受発注/支払プロセスの牽制およびクロスチェック）の導入、活用、運用徹底の推進。
- ・ 不正リスクが高い業務やポストの特定、該当者および従事期間の確認。
- ・ その結果を基に必要に応じて業務ローテーションもしくは担当業務を変更。

4.2 不適切な利益供与および受領の禁止

- ・ 自社または第三者を通じて、直接的または間接的に、賄賂、ビジネスの獲得・保持や不当・不適切な利益を得るための約束、申し出、許可、提供、受領を禁止する。（公務員・取引先への贈収賄・腐敗行為、反社会的勢力への不当な利益供与、インサイダー取引などを含む）
- ・ 贈収賄に関する法令等の遵守のためのモニタリング、正確な会計記録の保存、手続きを実施する。
- ・ 贈収賄に関する法令等に関する社内教育を実施する。

4.3 情報の開示

- ・ 企業の労働、安全衛生、環境活動、事業活動、組織体制、財務状況、および業績に関する情報は、適用される規制と一般的な業務慣行に従って、開示する。
- ・ サプライチェーンにおける情報の改ざん、虚偽表示を容認しない。

4.4 知的財産権の尊重

- ・ 顧客および自社仕入先の製品仕様やノウハウを無断で使用しない。
- ・ 商品開発や生産を行う前に他社の知的財産の調査を行い、知的財産権を侵害しない。
- ・ 労働者が離職する際、顧客および自社仕入先の知的財産に関する情報を持ち出させない。

4.5 公正なビジネス

- ・ 国際基準や業界ルールを遵守した公正な事業、広告、競争を行う。
- ・ カルテル・入札談合、自社製品に関する虚偽の表示や顧客に誤解を生じさせる様な表示を行わない。
- ・ 独占禁止法・競争法違反などを防止するための社内教育を実施する。

4.6 不正行為の予防・早期発見

- ・ 労働者および仕入先の内部告発者の機密性、匿名性を確保し、保護できる仕組みを構築する。
- ・ 労働者が報復の恐れなく懸念を提起できる通報手段を提供する。

4.7 責任ある鉱物調達への対応

- ・ 責任ある鉱物調達に関する方針を策定し、製品中のタンタル、錫、タングステン、金ならびにコバルト、マイカ等の鉱物が、紛争地域諸国および高リスク地域（CAHRA：Conflict Affected and High-Risk Area）において児童労働などの人権侵害、劣悪な労働環境、環境破壊、汚職等のリスクや不正に関わる組織の直接的もしくは間接的な資金源になっていないことを合理的・継続的に確認する。
- ・ 経済協力開発機構（OECD）紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス、もしくは同等として認められたデュー・ディリジェンスフレームワークに沿った方法で入手されていることを合理的に保証するための方針や枠組み（スキーム）を採用し、デュー・ディリジェンスを実施する。

4.8 優越的地位の濫用の禁止

- ・ 契約などに基づき、誠実かつ公平・公正な取引を行う。購入者や委託者という立場を利用して、自社仕入先との取引条件を一方的に決定・変更し、不合理な要求や義務を課すことを許容しない。
- ・ 優越的地位の濫用に関する法規制のある国では、それらの法令を遵守する。

4.9 適切な貿易管理

- ・ 輸出に関する国際合意や適用を受ける法令等を調査し、遵守する。
- ・ 国際合意、法令等で輸出に関する規制のある部品・製品・技術・設備・ソフトウェアの適切な輸出手続きを行う。
- ・ 輸出に関する管理体制を整備する。

- （輸出に関しては、監督官庁の許可取得手続きが必要な場合がある）
- ・ 関税分類、原産地ならびに数量および価格その他必要な事項を税関に正しく申告し、または当社に情報提供する。当局の行政措置に対して証拠や書類の提出等が必要となる場合は、当社の要請に応じてその提出に協力する。

5 情報セキュリティ

5.1 情報漏洩の防止とトレーニング

- ・ 自社仕入先、顧客、消費者、および従業員など、取引に関わる者全員の個人情報の保護に取り組む。
- ・ 個人情報保護に関する法規制を遵守する。
- ・ 自社仕入先、顧客、消費者、および従業員などから受領した機密情報を適切に管理・保護する。
- ・ 従業員に対して定期的に情報セキュリティ教育（標的型攻撃の教育訓練を含む）を実施する。
- ・ 情報セキュリティ問題が発生した場合に備え、対応体制や手順を策定する。

5.2 コンピュータ・ネットワークの脅威に対する防御

- ・ コンピュータ・ネットワーク上の脅威に対する防御策を策定し、顧客、消費者、および従業員などに被害を与えないように管理する。

6 安全性・品質

6.1 品質マネジメントシステム

- ・ 品質マネジメントシステムの構築に取り組むと共に、ISO9001 認証、または、その他の品質マネジメントシステムに関する第三者認証の取得に努める。

6.2 正確な製品・サービス情報の提供

- ・ 消費者や顧客に対して、製品やサービスに関する仕様・品質・取扱方法の正確な情報を伝える。
- ・ 法令に従い、製品に含有されている化学物質等の情報を適正に報告する。
- ・ 安全データシート（SDS）や危険物の不使用証明書等の必要書類の適切な更新と共有を行う。
- ・ 製品・サービスに関するカタログ等の表示および広告宣伝において、事実と異なる表現や消費者の誤解を招く表現をせず、他企業や個人の誹謗中傷、権利侵害等となる内容を含まない。
- ・ 納入部材で、Man（人）、Machine（設備）、Method（方法）、Material（部材）の変更（通称 4M 変更）が発生した場合は、速やかに報告する。

6.3 製品安全性の確保

- ・ 法令遵守はもとより、通常有すべき安全性（設計・工品・部品等）についても配慮する。
（参照：製品安全性に関わる法令）
- ・ 日本：電気用品安全法、消費生活用製品安全法、家庭用品品質表示法など
- ・ 海外：UL※、BSI※、CSA※等
 - ※ UL：Underwriters Laboratories（アメリカの検査機関による認証）
 - ※ BSI：British Standards Institution（英国規格協会による国家規格）
 - ※ CSA：Canadian Standards Association（カナダ規格協会による安全規格）
- ・ 管理体制を構築する。

- ・トレーサビリティ（材料・部品・工程）の確保
- ・問題発生時の迅速な対応プロセス構築

7 社会貢献

7.1 社会・地域への貢献

- ・ 経営資源を活用したコミュニティへの支援活動を行う。

（取り組み事例）

- ・ 商品、サービス、技術などを活用した社会貢献
- ・ 施設や人材などを活用した社会貢献
- ・ 社会貢献団体・活動への金銭的寄付
- ・ 災害時における地域との連携

8 マネジメントシステム

8.1 企業のコミットメント

- ・ 経営幹部によって承認された企業の社会的責任に関する方針を、現地の言語および可能な限り労働者の母国語で施設内に掲示する。
- ・ 定例ミーティングなど労働者とのコミュニケーションの場において、日常的に会社の方針に触れる機会を設ける。

8.2 経営者の説明責任

- ・ 経営幹部は、定期的なマネジメントレビューにより、本ガイドラインの要件に関する状況※を把握、評価、指示を行い、改善に結びつける。
- ・ マネジメントレビューの結果は、議事録として記録・保管し、水平展開を要する情報は関係者と共有のうえ是正等の措置で活用する。

※ 主なレビュー項目例

- ・ ステークホルダー（お客様、従業員、取引先、株主、地域・グローバル社会）からのクレーム
- ・ 是正および再発防止措置の状況
- ・ 現行のマネジメントシステムへ影響を与える法規制や顧客要求などの動向
- ・ 前回迄のマネジメントレビューからの継続（見届け未了）案件

8.3 法定要件および顧客要求事項

- ・ 本ガイドラインに関連する法規制や顧客要求を特定管理し、必要に応じて社内ルールを整備・更新する。

8.4 リスク特定とリスク管理

- ・ リスクを特定し、規制の遵守状況を確認する。
- ・ 適切な手順による管理および物理的制御を実施する。
- ・ リスク評価は生産現場、倉庫および保管施設、工場/施設支援機器、研究所および試験エリア、トイレ、キッチン/カフェテリア、および労働者の寮を含める。

8.5 改善目標

- ・ 本ガイドラインの要求事項を実践するための目標、目標値、実施計画を明文化する。
- ・ 定期的に達成状況を評価する。

8.6 教育・訓練

- ・ 責任者や労働者に対し、CSR に関する研修を行い、法規制を遵守する。

8.7 コミュニケーション

- ・ 財務・非財務情報を労働者に説明する。
- ・ 顧客や自社仕入先へ方針説明会を開催し、方針や要請事項を説明する。

8.8 内部通報制度

- ・ 労働者から課題や苦情を聞くための通報制度（意見箱やホットライン）を設置する。
- ・ 通報制度を通じて提起された課題や苦情に対し、適切に改善する。
- ・ 労働者に対して、当社の行為や仕入先自社の行為について本ガイドラインに関する違反や懸念がある場合は、当社の通報窓口等へ通報するよう周知する。

8.9 評価・監査

- ・ 当社の要請に応じて CSR アセスメントに回答し、結果を提出する。
- ・ 当社および当社顧客または第三者による本ガイドラインの遵守状況の確認に協力する。
（例：監査、ヒアリング）
- ・ 法規制や顧客からの要請事項をまとめたアセスメントシートを作成し、定期的に適合状況を確認し、経営層へ報告する。
- ・ 法規制や顧客からの要請事項が満たされているか内部監査を実施する。

8.10 是正処置プロセス

- ・ 社内外の評価、点検、調査および審査によって不備が特定された場合、それらの予防・軽減または是正措置をとる。
- ・ 自社仕入先にて不備が特定された場合、また特定された不備に対して自社仕入先が合理的な期間内に是正することが困難である場合は、取引の継続可否について検討する。

8.11 文書化と記録

- ・ 自社仕入先へ要求する CSR 事項を整理し、発行する。
（例：契約書、ガイドラインなど）
- ・ 自社仕入先（当社2次仕入先）への CSR に関するヒアリングや監査の計画や実績を保管する。

8.12 自社仕入先への伝達

- ・ 自社仕入先に対し、本ガイドラインの要求事項を伝達する。
- ・ 自社仕入先における本ガイドラインの遵守状況を確認し、必要に応じて是正させる。
（例：監査、ヒアリング）

- ・ 本ガイドライン 1.1 の内容を派遣会社にも伝達して対応を要請し、遵守状況を確認する。

8.13 BCP への取り組み

- ・ 適切な納期の確保と安定供給に向け、サプライチェーンを遡った供給元の調査を行う。
- ・ 自然災害・事故・不測事態などが発生した場合に備え、安定供給に向けた対策を図る。
(例：2 社購買、在庫確保など)
- ・ 部品の終息時期に関しては、契約書で取り決めた期間内に連絡する。

制定

- ・ 2023 年 4 月 1 日

改定履歴

改定日	項番	改定前	改定後
26.9.30	2.0	・ なし ・ 「6 品質・安全性」 ・ 「製品の品質、安全性を優先」	・ 「1.8 地域社会への配慮と人権尊重」追加 ・ 「6 安全性・品質」へ文言修正 ・ 「製品の安全性、品質を優先」へ文言修正